

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（あつせん申請書）</p> <p>第一条の二 法第十五条の二第一項の規定によりあつせんの申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載したあつせん申請書の正本一部及びその写し二部を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所</p> <p>二 相手方の氏名及び住所</p> <p>三 申請の趣旨</p> <p>四 事業の種類</p> <p>五 紛争に係る土地等の所在地、種類及び数量の概数</p> <p>六 紛争の問題点及び交渉経過の概要</p> <p>七 その他あつせんを行うに参考となる事項</p> <p>（あつせんの拒否の通知）</p> <p>第一条の三 都道府県知事は、法第十五条の二第一項の規定による申請があつた場合において、当該紛争があつせんを行うに適しないと認めるときは、遅滞なく、あつせんに付さない旨を当該あつせんを申請した者に通知しなければならない。</p> | <p>（あつ旋申請書）</p> <p>第一条の二 法第十五条の二第一項の規定によりあつ旋の申請をしようとする者は、左に掲げる事項を記載したあつ旋申請書の正本一部及びその写し二部を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所</p> <p>二 相手方の氏名及び住所</p> <p>三 申請の趣旨</p> <p>四 事業の種類</p> <p>五 紛争に係る土地等の所在地、種類及び数量の概数</p> <p>六 紛争の問題点及び交渉経過の概要</p> <p>七 その他あつ旋を行うに参考となる事項</p> <p>（あつ旋の拒否の通知）</p> <p>第一条の三 都道府県知事は、法第十五条の二第一項の規定による申請があつた場合において、当該紛争があつ旋を行うに適しないと認めるときは、遅滞なく、あつ旋に付さない旨を当該あつ旋を申請した者に通知しなければならない。</p> |

(あつせんに付した旨の通知)

第一条の四 都道府県知事は、法第十五条の二第二項の規定によりあつせん委員のあつせんに付したときは、遅滞なく、その旨並びにあつせんに付した日及びあつせん委員の氏名を、当該あつせんの申請をした者及びその相手方に通知しなければならない。

(委員長)

- 1 第一条の五 あつせん委員は、委員長を互選しなければならない。
- 2 委員長は、あつせん委員の会議を主宰し、あつせん委員を代表する。
- 3 あつせん委員の会議は、委員長が召集する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長の指定するあつせん委員がその職務を代理する。

(あつせん案の作成)

第一条の六 あつせん案の作成は、あつせん委員全員の一致により行うものとする。

(あつせんの打切りの通知)

第一条の七 都道府県知事は、法第十五条の五の規定によるあつせんの打切りについての報告を受けたときは、遅滞なく、あつせんが打ち切られた旨を、当該あつせんの申請をした者及びその相手方に通知しなければならない。

(あつ旋に付した旨の通知)

第一条の四 都道府県知事は、法第十五条の二第二項の規定によりあつ旋委員のあつ旋に付したときは、遅滞なく、その旨並びにあつ旋に付した日及びあつ旋委員の氏名を、当該あつ旋の申請をした者及びその相手方に通知しなければならない。

(委員長)

- 1 第一条の五 あつ旋委員は、委員長を互選しなければならない。
- 2 委員長は、あつ旋委員の会議を主宰し、あつ旋委員を代表する。
- 3 あつ旋委員の会議は、委員長が召集する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長の指定するあつ旋委員がその職務を代理する。

(あつ旋案の作成)

第一条の六 あつ旋案の作成は、あつ旋委員全員の一致により行うものとする。

(あつ旋の打切りの通知)

第一条の七 都道府県知事は、法第十五条の五の規定によるあつ旋の打切りについての報告を受けたときは、遅滞なく、あつ旋が打ち切られた旨を、当該あつ旋の申請をした者及びその相手方に通知しなければならない。

(仲裁申請書)

第一条の七の二 法第十五条の七第一項の規定により仲裁の申請をし
よつとする関係当事者の双方は、共同して、次に掲げる事項を記載
した仲裁申請書を作成し、正本一部及び写し一部を都道府県知事に
提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所

二 申請の趣旨

三 事業の種類

四 紛争に係る土地等を特定するに足りる事項

五 前号の土地等の取得に関して関係当事者間において成立した合
意(当該土地等の取得に際しての対償に関するものを除く。)の
内容

六 紛争に係る交渉経過の概要その他仲裁を行うに参考となる事項

2 | 仲裁契約について証書があるときは、前項の仲裁申請書に当該証
書又はその写しを添付しなければならない。

(仲裁委員の氏名の通知)

第一条の七の三 都道府県知事は、法第十五条の八の規定により仲裁
委員を任命したときは、遅滞なく、仲裁委員の氏名を当事者に通知
しなければならない。

(仲裁の手続の非公開)

第一条の七の四 仲裁委員の行う仲裁の手続は、公開しない。

(仲裁に要する費用の負担)

第一条の七の五 仲裁委員は、法第百二十五条の二に規定する費用の概算額を、同条の規定により当該費用を負担すべき者に予納させるものとする。

2 仲裁委員は、前項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、法第百二十五条の二に規定する手続を行わないことができる。

3 法第百二十五条の二に規定する費用のうち次の各号に掲げるものの額は、当該各号に定めるところによる。

- 一 仲裁委員の旅費 条例で定めるところにより算出した額
- 二 鑑定人及び参考人の旅費及び手当 条例で定めるところにより算出した額
- 三 郵便料その他必要な費用(前二号に掲げるものを除く。)(実費)

(著しく低い補償金の見積額)

第一条の八の二 法第三十六条の二第一項第一号(法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)(の政令で定める額は、一百万円とする。

2 法第三十六条の二第一項第二号(法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)(の政令で定める額は、一百万円とする。

(補償金等の払渡しのための書留郵便の発送期限)

第一条の二十一 法第百条の二第一項(法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める一定の期間は、十三日とする。

(手数料)

第二条 法第百二十五条第一項(法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による手数料の額は、一件につき次のとおりとする。

- 一 法第十七条第一項(法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の場合 **四十四万四千四百円**
- 二 法第二十七条第一項(法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の場合 **十八万六千円**

2 法第百二十五条第二項(法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める額は、一件につき次の表のとおりとする。

| | 納付しなければならない者 | 金額 |
|---|----------------------------|--------|
| 一 | 法第十五条の二の規定によつてあつせんを申請する起業者 | 九万三千元 |
| 二 | 法第十五条の七の規定によつて仲裁を申請する起業者 | 十二万六千元 |
| 三 | 法第十八条(法第百三十八条第一項に | |

(手数料)

第二条 法第百二十五条第一項(法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による手数料の額は、一件につき次のとおりとする。

- 一 法第十七条第一項(法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の場合 **二十二万八千二百円**
- 二 法第二十七条第一項(法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の場合 **十二万七千八百円**

2 法第百二十五条第二項(法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める額は、一件につき次の表のとおりとする。

| | 納付しなければならない者 | 金額 |
|---|----------------------------|-------|
| 一 | 法第十五条の二の規定によつてあつせんを申請する起業者 | 九万三千元 |
| 二 | 法第十八条(法第百三十八条第一項に | |

| | |
|--|--|
| <p>おいて準用する場合を含む。)の規定によつて都道府県知事に事業の認定を申請する者</p> | <p>十五万八千円</p> |
| <p>四 法第三十九条第一項(法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定によつて収用又は使用の裁決を申請する者</p> <p>イ 損失補償の見積額 十万円以下の場合</p> <p>口 同 十万円を超え 五万六千四百円に損失補償の見積額の十万円を超える部分に達するに五十七百円を加えた金額</p> <p>八 同 百万円を超え 十五万九千五百円に損失補償の見積額の百万円を超える部分に達するに七千百円を加えた金額</p> | <p>五万六千四百円</p> <p>五万六千四百円に損失補償の見積額の十万円を超える部分に達するに五十七百円を加えた金額</p> <p>十五万九千五百円に損失補償の見積額の百万円を超える部分に達するに七千百円を加えた金額</p> |
| <p>おいて準用する場合を含む。)の規定によつて都道府県知事に事業の認定を申請する者</p> | <p>十二万円</p> |
| <p>三 法第三十九条第一項(法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定によつて収用又は使用の裁決を申請する者</p> <p>イ 損失補償の見積額 十万円以下の場合</p> <p>口 同 十万円を超え 五万六千四百円に損失補償の見積額の十万円を超える部分に達するに五十七百円を加えた金額</p> <p>八 同 百万円を超え 十五万九千五百円に損失補償の見積額の百万円を超える部分に達するに七千百円を加えた金額</p> | <p>五万六千四百円</p> <p>五万六千四百円に損失補償の見積額の十万円を超える部分に達するに五十七百円を加えた金額</p> <p>十五万九千五百円に損失補償の見積額の百万円を超える部分に達するに七千百円を加えた金額</p> |

| | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|--|----------------|----------------------------------|--|----------------|-----------------------|--------------|
| 五 | | | | | | | | | | |
| <p>法第九十四条第二項（法第二百二十四条第二項（法第三百二十八条第一項において準用する場合を含む。）又は法第三百二十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によつて損失補償の裁決を申請する者</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="534 280 694 627"> <p>二 同</p> </td> <td data-bbox="694 280 853 627"> <p>五百万円を 超え二千万 円以下の場 合</p> </td> <td data-bbox="853 280 1013 627"> <p>四十四万三千五百 円に損失補償の見 積額の五百万円を 超える部分が百万 円に達することに 七千円を加えた 金額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 627 694 1052"> <p>水 同</p> </td> <td data-bbox="694 627 853 1052"> <p>二千万円を 超え一億円 以下の場合</p> </td> <td data-bbox="853 627 1013 1052"> <p>五十五万円に損失 補償の見積額の二 千万円を超える部 分が四百万円に達 することに一万円 を加えた金額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1052 694 1052"> <p>へ 同</p> </td> <td data-bbox="694 1052 853 1052"> <p>一億円を超 える場合</p> </td> <td data-bbox="853 1052 1013 1052"> <p>七十五万円</p> </td> </tr> </table> | <p>二 同</p> | <p>五百万円を 超え二千万 円以下の場 合</p> | <p>四十四万三千五百 円に損失補償の見 積額の五百万円を 超える部分が百万 円に達することに 七千円を加えた 金額</p> | <p>水 同</p> | <p>二千万円を 超え一億円 以下の場合</p> | <p>五十五万円に損失 補償の見積額の二 千万円を超える部 分が四百万円に達 することに一万円 を加えた金額</p> | <p>へ 同</p> | <p>一億円を超 える場合</p> | <p>七十五万円</p> |
| <p>二 同</p> | <p>五百万円を 超え二千万 円以下の場 合</p> | <p>四十四万三千五百 円に損失補償の見 積額の五百万円を 超える部分が百万 円に達することに 七千円を加えた 金額</p> | | | | | | | | |
| <p>水 同</p> | <p>二千万円を 超え一億円 以下の場合</p> | <p>五十五万円に損失 補償の見積額の二 千万円を超える部 分が四百万円に達 することに一万円 を加えた金額</p> | | | | | | | | |
| <p>へ 同</p> | <p>一億円を超 える場合</p> | <p>七十五万円</p> | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|----------------|----------------------------------|--|----------------|-----------------------|--------------|
| 四 | | | | | | | | | | |
| <p>法第九十四条第二項（法第二百二十四条第二項（法第三百二十八条第一項において準用する場合を含む。）又は法第三百二十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によつて損失補償の裁決を申請する者</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="534 1198 694 1523"> <p>二 同</p> </td> <td data-bbox="694 1198 853 1523"> <p>五百万円を 超え二千万 円以下の場 合</p> </td> <td data-bbox="853 1198 1013 1523"> <p>四十四万三千五百 円に損失補償の見 積額の五百万円を 超える部分が百万 円に達することに 七千円を加えた 金額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1523 694 1982"> <p>水 同</p> </td> <td data-bbox="694 1523 853 1982"> <p>二千万円を 超え一億円 以下の場合</p> </td> <td data-bbox="853 1523 1013 1982"> <p>五十五万円に損失 補償の見積額の二 千万円を超える部 分が四百万円に達 することに一万円 を加えた金額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1982 694 1982"> <p>へ 同</p> </td> <td data-bbox="694 1982 853 1982"> <p>一億円を超 える場合</p> </td> <td data-bbox="853 1982 1013 1982"> <p>七十五万円</p> </td> </tr> </table> | <p>二 同</p> | <p>五百万円を 超え二千万 円以下の場 合</p> | <p>四十四万三千五百 円に損失補償の見 積額の五百万円を 超える部分が百万 円に達することに 七千円を加えた 金額</p> | <p>水 同</p> | <p>二千万円を 超え一億円 以下の場合</p> | <p>五十五万円に損失 補償の見積額の二 千万円を超える部 分が四百万円に達 することに一万円 を加えた金額</p> | <p>へ 同</p> | <p>一億円を超 える場合</p> | <p>七十五万円</p> |
| <p>二 同</p> | <p>五百万円を 超え二千万 円以下の場 合</p> | <p>四十四万三千五百 円に損失補償の見 積額の五百万円を 超える部分が百万 円に達することに 七千円を加えた 金額</p> | | | | | | | | |
| <p>水 同</p> | <p>二千万円を 超え一億円 以下の場合</p> | <p>五十五万円に損失 補償の見積額の二 千万円を超える部 分が四百万円に達 することに一万円 を加えた金額</p> | | | | | | | | |
| <p>へ 同</p> | <p>一億円を超 える場合</p> | <p>七十五万円</p> | | | | | | | | |

| | |
|--|--|
| イ 損失補償の見積額 の 場合 五千円以下 | 三千円 |
| ロ 同 五千円を超 え 五万円以 下 の場合 | 三千円に損失補償 の見積額の五千円 を超える部分が五 千円に達すること に二千六百円を加 えた金額 |
| ハ 同 五万円を超 え 十万円以 下 の場合 | 二万六千四百円に 損失補償の見積額 の五万円を超える 部分が一万円に達 することに六千円 を加えた金額 |
| ニ 同 十万円を超 える 場合 | 損失補償の見積額 に応じて四の項口 からへまでに掲げ る場合と同様とす る。 |

| | |
|--|--|
| イ 損失補償の見積額 の 場合 五千円以下 | 三千円 |
| ロ 同 五千円を超 え 五万円以 下 の場合 | 三千円に損失補償 の見積額の五千円 を超える部分が五 千円に達すること に二千六百円を加 えた金額 |
| ハ 同 五万円を超 え 十万円以 下 の場合 | 二万六千四百円に 損失補償の見積額 の五万円を超える 部分が一万円に達 することに六千円 を加えた金額 |
| ニ 同 十万円を超 える 場合 | 損失補償の見積額 に応じて三のロか らへまでに掲げる 場合と同様とする 。 |

| | |
|--|---|
| <p>六 法第百十六条（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定によつて収用委員会の協議の確認を申請する者</p> | <p>二万六千円</p> |
| <p>七 他の法律の規定（八の項に掲げる法律の規定を除く。）によつて収用委員会の裁決を求める者</p> | <p>損失補償の見積額に於いて五の項の場合と同様とする。</p> |
| <p>八 次に掲げる法律の規定によつて収用委員会の裁決を求める者 イ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十二条の四第二項（同法第五十七条の五において準用する場合を含む。）及び第六十八条第三項において準用する同法第二十八條第三項 ロ 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第八十五条第一項 ハ 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第九条第五項（同法第二十条第六項において準用する場合を含む。）</p> | <p>損失補償の見積額に於いて五の項の場合と同じ方法で算出した金額の二分の一の金額とする。</p> |
| <p>五 法第百十六条（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定によつて収用委員会の協議の確認を申請する者</p> | <p>二万六千円</p> |
| <p>六 他の法律の規定（七の項に掲げる法律の規定を除く。）によつて収用委員会の裁決を求める者</p> | <p>損失補償の見積額に於いて四の場合と同様とする。</p> |
| <p>七 次に掲げる法律の規定によつて収用委員会の裁決を求める者 イ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十二条の四第二項（同法第五十七条の五において準用する場合を含む。）及び第六十八条第三項において準用する同法第二十八條第三項 ロ 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第八十五条第一項 ハ 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第九条第五項（同法第二十条第六項において準用する場合を含む。）</p> | <p>損失補償の見積額に於いて四の場合と同じ方法で算出した金額の二分の一の金額とする。</p> |

二 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第十二条第四項において準用する同法第六条第六項

3
(略)

(書類の送達)

第四条 書類の送達は、収用委員会の庶務を処理する職員が、次のいずれかに掲げる方法により行う。

- 一 送達すべき書類を送達を受けるべき者に交付する方法
- 二 送達すべき書類を送達を受けるべき者に書留郵便によつて郵送する方法

2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百二条、第二百三条及び第九十九条の規定は前項の規定によつて書類の送達を行う場合に、同法第二百五条及び第二百六条の規定は同項第一号の規定によつて書類の送達を行う場合に、同法第七十条の規定はこの項において準用する同法第六十六条の規定による送達ができなかつた場合にそれぞれ準用する。この場合において、同法第二百一条第一項中「訴訟無能力者」とあるのは「未成年者（独立して法律行為をすることができるときを除く。）又は成年被後見人」と、同法第七十条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「収用委員会の庶務を処理する職員」と、同法第九十九条中「裁判所」とあるのは「収用委員会」と読み替えるものとする。

3 収用委員会の事務を処理する職員は、次の各号に掲げる場合には

二 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第十二条第四項において準用する同法第六条第六項

3
(略)

(書類の送達)

第四条 書類の送達は、収用委員会の庶務を処理する職員が送達すべき書類を送達を受けるべき者に交付するか又は書留郵便によつて当該書類を送達を受けるべき者に郵送することによつて行わなければならない。

2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百二条、第二百三条、第二百五条、第二百六条及び第九十九条の規定は、前項の規定によつて書類の送達を行う場合に準用する。この場合において、同法第二百一条第一項中「訴訟無能力者」とあるのは「未成年者（独立して法律行為をすることができるときを除く。）又は成年被後見人」と、同法第九十九条中「裁判所」とあるのは「収用委員会」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する民事訴訟法第六十六条第二項の規定による送

、当該各号に定める事項を送達を受けた者に通知しなければならない。

一 前項において準用する民事訴訟法第六十六条第二項の規定による送達が行われた場合、その旨

二 前項において準用する民事訴訟法第七十七条第一項の規定による送達が行われた場合、その旨及び書留郵便に付して発送した時に書類の送達があつたものとみなされる旨

4 (略)

(通知)

第六条 (略)

2 法第十一条第四項、法第十二条第二項、法第二十六条第一項、法第二十七条第四項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）（都道府県知事に通知する場合を除く。）、法第二十八条（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第四十二条第一項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第四十五条第一項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、（市町村長に通知する場合を除く。以下同じ。）、法第四十六条第二項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第四十六条の四第三項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第四十七条の四第一項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第九十四条第五項（法第三十八条第一項にお

達が行われたときは、収用委員会の庶務を処理する職員は、その旨を送達を受けた者に通知しなければならない。

4 (略)

(通知)

第六条 (略)

2 法第十一条第四項、法第十二条第二項、法第二十六条第一項、法第二十七条第四項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）（都道府県知事に通知する場合を除く。）、法第二十八条（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第四十二条第一項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第四十五条第一項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、（市町村長に通知する場合を除く。以下同じ。）、法第四十六条第二項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第四十六条の四第三項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第四十七条の四第一項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第九十四条第五項（法第三十八条第一項にお

いて準用する場合を含む。以下同じ。）、法第百二条の二第三項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第百二十二条第三項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第百二十三条第三項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び法第百二十八条第三項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、並びに第六条の三第二項の規定による通知は、通知すべき者が自ら通知をしない場合においては、次のいずれかに掲げる方法により行う。

一 通知すべき者が命じた職員をして通知を受けるべき者に交付させる方法

二 通知を受けるべき者に書留郵便によつて郵送する方法

3 民事訴訟法第百二条、第百三条及び第百九条の規定は前項の規定によつて通知をする場合に、同法第百五条及び第百六条の規定は同項第一号の規定によつて通知をする場合に、同法第百七条の規定はこの項において準用する同法第百六条の規定による通知ができなかつた場合にそれぞれ準用する。この場合において、同法第百二条第一項中「訴訟無能力者」とあるのは「未成年者（独立して法律行為をすることができる場合を除く。）」又は「成年被後見人」と、同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「公務員（起業者の職員を含む。）」と、同法第百九条中「公務員」とあるのは「公務員（起業者の職員を含む。）」と、「裁判所」とあるのは「通知すべき者」と読み替えるものとする。

いて準用する場合を含む。以下同じ。）、法第百二条の二第三項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第百二十二条第三項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第百二十三条第三項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び法第百二十八条第三項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、並びに第六条の三第二項の規定による通知は、通知すべき者が自ら通知をしない場合においては、その命じた職員をして通知を受けるべき者に交付させるか又は書留郵便によつて通知を受けるべき者に郵送することによつて行わなければならない。

3 民事訴訟法第百二条、第百三条、第百五条、第百六条及び第百九条の規定は、前項の規定によつて通知をする場合に準用する。この場合において、同法第百二条第一項中「訴訟無能力者」とあるのは「未成年者（独立して法律行為をすることができる場合を除く。）」又は「成年被後見人」と、同法第百九条中「公務員」とあるのは「公務員（起業者の職員を含む。）」と、「裁判所」とあるのは「通知すべき者」と読み替えるものとする。

4 通知すべき者が命じた職員は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を通知を受けた者に通知しなければならない。

- 一 前項において準用する民事訴訟法第百六条第二項の規定による通知がされた場合 その旨
- 二 前項において準用する民事訴訟法第百七条第一項の規定による通知がされた場合 その旨及び書留郵便に付して発送した時に通知があつたものとみなされる旨

(読替規定)

第七条 法第百三十八条第三項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

| | | | |
|---------------------------|---|------------|---------|
| 一 法第五条に掲げる権利を収用し、又は使用する場合 | 読み替えるべき規定 | 読み替えらるべき字句 | 読み替える字句 |
| | 第十六条、第十八条第四項、第二十条第四号、第三十条第一項及び第三項、第三十九条第二項本文、第四十条第一項第二号、八及び二、第四十五条第二項、第四十五条の三第二項、第六十八条、第八 | 土地 | 権利 |

4 前項において準用する民事訴訟法第百六条第二項の規定による通知がされたときは、通知すべき者が命じた職員は、その旨を通知を受けた者に通知しなければならない。

(読替規定)

第七条 法第百三十八条第三項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

| | | | |
|--------------------------|--|------------|---------|
| 一 第五条に掲げる権利を収用し、又は使用する場合 | 読み替えるべき規定 | 読み替えらるべき字句 | 読み替える字句 |
| | 第十六条、第十八条第四項、第二十条第四号、第三十条第一項及び第三項、第三十九条第二項、第四十条第一項第二号八及び二、第四十五条第二項、第四十五条の三第二項、第四十六条の二第一項 | 土地 | 権利 |

| | | | |
|--|--|--|-----------|
| <p>十八条、第一百一条第二項、 第三百三条、第三百五条第一項、 第三百三十四條</p> | <p>第十七条第一項第二号、 第三十四條、第三十四條の二、 第三十四條の四から第三十四條の六まで</p> | <p>土地</p> | |
| <p>第二十条第三号、第三十条の二、 第三十七條第二項、 第三十九條第一項、 第四十三條第二項、 第四十五條第一項、 第四十七條の三第一項第一号口、 第五十條第二項、 第七十七條、 第九十四條第六項、 第九十九條第一項、 第一百零五條第二項、 第一百十六</p> | <p>土地</p> | <p>権利の目的であり、 又は当該権利に 関係のある土地、 河川の敷地、 海底、 水又は立木、 建物 その他土地に定 着する物件</p> | <p>区域</p> |

| | | | |
|--|--|-----------|--|
| <p>第六十八條、第七十一條の前の見出し、 第八十条の二第一項、 第八十三條第一項、 第八十八條、 第九十條、 第九十三條第一項、 第一百零一條第一項及 び第二項、 第一百三三條、 第一百零五條第一項、 第八章第三節の標題、 第二百二十二條見出し及び 第一項、 第二百二十三條見出し及び 第一項、 第二百二十四條第一項、 第二百三十四條</p> | <p>第二十条第三号、 第二十八條の三見出し、 第三十条の二、 第三十五條見出し、 第三十七條第二項、 第三十九條第一項、 第四十條第一項第二号口、 第四十三條第二項、 第四十五條第一項、 第四十七條の三第一項第一号口及び 水、</p> | <p>土地</p> | |
| <p>権利の目的であり、 又は当該権利に 関係のある土地、 河川の敷地、 海底、 水又は立木、 建物 その他土地に定 着する物件</p> | <p>着する物件</p> | | |

| | | |
|--|----------------------|----------------------|
| <p>条第一項及び第二項第二号、第一百十九条</p> | <p>第三十条の二</p> | |
| | <p>必要な権利を取得し</p> | |
| <p>第三十五条第一項、第三十六条第一項から第三項まで、第三十六条の二第一項、第二項及び第五項から第七項まで、第三十七條第一項及び第四項、第三十七條の二、第三十</p> | <p>土地調査 権利調査</p> | <p>権利を消滅させ、又は制限し</p> |

| | | |
|--|----------------------|----------------------|
| <p>第四十九条第一項第二号、第五十条第二項、第六十三條第三項、第六十五条第一項第三号及び第三項、第七十七條、第九十四條第六項、第九十九條第一項、第一百二條、第一百二條の二見出し、第一項及び第二項、第一百五條第二項、第一百六條第一項並びに第二項第二号及び第四号、第一百九條、第一百二十八條第一項及び第二項</p> | <p>第三十条の二</p> | |
| | <p>必要な権利を取得し</p> | |
| <p>第三十五条第一項、第三十六条見出し及び第一項から第三項まで、第三十七條見出し、第一項及び第四項、第三十七條の二、第三十八條、第四十條第一項第三号、第四十四</p> | <p>土地調査 権利調査</p> | <p>権利を消滅させ、又は制限し</p> |

| | | | |
|-------------------------------|---|---|---------------------------------|
| <p>第三十五條第三項、第九 十一條第一項</p> | <p>第三十五條第二項、第四 十七條の三第一項第一号 水、第四十九條第一項第 二號、第六十三條第四項 、第六十五條第一項第三 号及び第三項、第一百二 條第二項、第一百十六條第 二項第四号、第一百十八 條第一項及び第二項</p> | <p>第三十五條第一項</p> | <p>八條、第四十條第一項第 三號、第四十四條</p> |
| <p>物</p> | <p>土地又は工作 物</p> | <p>土地</p> | <p>その土地</p> |
| <p>権利の目的であり、若しくは当該権利に係る土地</p> | <p>権利の目的であり、若しくは当該権利に係る土地、河川の敷地、海底、水若しくは立木、建物その他土地に定着する物件</p> | <p>その権利の目的であり、若しくは当該権利に係る土地、河川の敷地、海底、水若しくは立木、建物その他土地に定着する物件</p> | <p>その権利の目的であり、若しくは当該権利に係る土地</p> |

| | | |
|-------------------------------|------------------------------|----------|
| <p>第三十五條第三項、第九 十一條第一項</p> | <p>第三十五條第一項</p> | <p>条</p> |
| <p>物</p> | <p>土地又は工作 物</p> | <p></p> |
| <p>権利の目的であり、又は当該権利に係る土地、</p> | <p>権利の目的であり、又は当該権利に係る土地、</p> | <p></p> |

| | | | | | |
|---|-----------|--------------|-------------------------------------|--|--|
| <p>第三十六條の二第二項 第三十九條第二項、第七十四條第一項、第七十五條、第九十條 第三十九條第二項、第七十四條第一項、第九十條</p> | <p>残地</p> | <p>一筆の土地</p> | <p>一筆の土地に ある物件に關して權利を有する關係人</p> | <p>一筆の土地の 所有者及び当該土地に關して權利を有する關係人</p> | <p>地、河川の敷地、 海底、水若しくは立木、建物その他土地に定着する物件又は工作物</p> |
| <p>第三十六條の二第二項 第三十九條第二項、第七十四條第一項、第七十五條、第九十條</p> | <p>残地</p> | <p>一筆の土地</p> | <p>一筆の土地に ある物件に關して權利を有する關係人</p> | <p>一筆の土地の 所有者及び当該土地に關して權利を有する關係人</p> | <p>地、河川の敷地、 海底、水若しくは立木、建物その他土地に定着する物件又は工作物</p> |

| | | | | | |
|------------------------------------|-----------|--------------|-------------------------------------|--|--|
| <p>第三十九條第二項、第七十四條見出し及び第一項、第九十條</p> | <p>残地</p> | <p>一筆の土地</p> | <p>一筆の土地に ある物件に關して權利を有する關係人</p> | <p>一筆の土地の 所有者及び当該土地に關して權利を有する關係人</p> | <p>河川の敷地、海底、 水若しくは立木、建物その他土地に定着する物件又は工作物</p> |
| <p>第三十九條第二項、第七十四條見出し及び第一項、第九十條</p> | <p>残地</p> | <p>一筆の土地</p> | <p>一筆の土地に ある物件に關して權利を有する關係人</p> | <p>一筆の土地の 所有者及び当該土地に關して權利を有する關係人</p> | <p>河川の敷地、海底、 水若しくは立木、建物その他土地に定着する物件又は工作物</p> |

| | | | | | | | | | | |
|--|-----------|---|--------------------|--------------|------------|--|--------------------|-------------------------------------|---|---------------------------------|
| <p>第四十条第一項第二号イ、 第四十七条の三第一項 第一号イ、第百十六条第 二項第一号</p> | <p>土地</p> | <p>権利の目的であり、 又は当該権利に 関係のある土地、 河川の敷地、海底 又は水若しくは立 木、建物その他土 地に定着する物件 のある土地</p> | <p>第四十条第一項第二号ロ</p> | <p>土地の面積</p> | <p>土地が</p> | <p>権利の種類及び内 容 権利の目的であり、 又は当該権利に 関係のある土地、 河川の敷地、海底 、水又は立木、建 物その他土地に定 着する物件が</p> | <p>第四十条第一項第二号ホ</p> | <p>土地又は土地 に関する所有 権以外の権利</p> | <p>第四十条第一項第二号ハ 、 第四十八条第一項第三</p> | <p>取得し、又は 消滅させる 限する</p> |
|--|-----------|---|--------------------|--------------|------------|--|--------------------|-------------------------------------|---|---------------------------------|

| | | | | | | | | | | |
|--|-----------|---|--------------------|--------------|------------|--|--|--|---|---------------------------------|
| <p>第四十条第一項第二号イ、 第四十七条の三第一項 第一号イ、第百十六条第 二項第一号</p> | <p>土地</p> | <p>権利の目的であり、 又は当該権利に 関係のある土地、 河川の敷地、海底 又は水若しくは立 木、建物その他土 地に定着する物件 のある土地</p> | <p>第四十条第一項第二号ロ</p> | <p>土地の面積</p> | <p>土地が</p> | <p>権利の種類及び内 容 権利の目的であり、 又は当該権利に 関係のある土地、 河川の敷地、海底 、水又は立木、建 物その他土地に定 着する物件が</p> | <p>第四十条第一項第二号ホ 、 第七十一条、第七十二 条、第八十二条第一項、 第八十三条第一項</p> | <p>土地又はその 土地に関する 所有権以外の 権利</p> | <p>第四十条第一項第二号ハ 、 第四十八条第一項第三</p> | <p>取得し、又は 消滅させる 限する</p> |
|--|-----------|---|--------------------|--------------|------------|--|--|--|---|---------------------------------|

| | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|---|-----|----------|------|------|----------|--------|------------------------------------|--|---|
| 第四十五條の二 | 申請に係る土地 | 申請に係る権利の目的であり、又は当該権利に係のある土地、河川の敷地、海底又は水若しくは立木、建物その他土地に定着する物件のある土地 | 登記所 | 登記所又は登録行 | その土地 | その権利 | その登記又は登録 | 登記又は登録 | 第四十五條の三第一項本文、第四十五條第四項、第四十五條の三第一項本文 | 第四十五條の三第一項ただし書及び第二項、第四十六條の二第二項、第四十六條の四第一項、第九 | 号 |
|---------|---------|---|-----|----------|------|------|----------|--------|------------------------------------|--|---|

| | | | | | | | |
|--|----|--------|---------|---|-----|----------|----------|
| 第四十五條の二、第四十五條の三、第四十六條の二第二項、第四十六條の四第一項、第九十五條第四項、第九十六條第一項及び第五項 | 登記 | 登記又は登録 | 申請に係る土地 | 申請に係る権利の目的であり、又は当該権利に係のある土地、河川の敷地、海底又は水若しくは立木、建物その他土地に定着する物件のある土地 | 登記所 | 登記所又は登録行 | 号、第一百十六條 |
|--|----|--------|---------|---|-----|----------|----------|

| | | | |
|---|----------------------------------|--------------------|--|
| 十六条第一項及び第五項 | | | |
| 第四十五条の三第一項、 第九十五条第四項、第百 一条第一項 | 仮登記 | 仮登記又は仮登録 | |
| 第四十六条の二第一項 | 土地に関して | 権利に関して | |
| 第四十六条の二第二項、 第四十八条第一項第二号 、第八十条の二第二項、 第八十二条第一項及び第 七項、第九十条の二、第 九十条の三第一項第一号 、第二百二十四条第一項 | 土地又は土地 に関する所有 権以外の権利 | 権利又は権利に関 する権利 | |
| 第四十八条第一項第一号 、第二百二十二条第一項か ら第三項まで、第二百二十 三条第一項及び第三項 | 土地の区域 | 権利の種類及び内 容 | |
| 第四十八条第五項、第九 十条の四 | 土地に関する 所有権以外の 権利 | 権利に関する権利 | |
| 第七十一条、第七十二条 、第八十二条第一項、第 八十三条第一項 | 土地又はその 土地に関する 所有権以外の 権利 | 権利又はその権利 に関する権利 | |

| | | | |
|---|----------------------------|------------------|----|
| 第四十五条の三第一項、 第九十五条第四項、第百 一条第一項 | その土地 | 仮登記 | 政府 |
| 第四十六条の二第一項、 第四十八条第一項第二号 、第八十条の二第二項、 第八十二条第一項及び第 七項、第九十条の二、第 九十条の三第一項第一号 、第二百二十四条第一項 | 土地又は土地 に関する所有 権以外の権利 | 権利又は権利に関 する権利 | |
| 第四十八条第一項第一号 、第二百二十二条第一項か ら第三項まで、第二百二十 三条第一項及び第三項 | 土地の区域 | 権利の種類及び内 容 | |
| 第四十八条第五項、第九 十条の四 | 土地に関する 所有権以外の 権利 | 権利に関する権利 | |

| | | |
|------------------|----------------------------|---|
| 第七十一条 | 近傍類地 | 近傍類地に関する 同種の権利 |
| 第七十二条 | 近傍類地の取引 価格 | 近傍類地に関する 同種の権利の取引 価格 |
| 第七十二条、第二百二十四条第一項 | その土地及び 近傍類地の地 代 | その権利及び近傍 類地に関する同種 の権利の使用料 |
| 第七十四条第二項 | 残地又は残地 に関する所有 権以外の権利 | 残存する権利又は 残存する権利に関 する権利 |
| 第七十五条 | 残地 | 残存する権利の目 的であり、又は残 存する権利に関係 のある土地、河川 の敷地、海底、水 又は立木、建物そ の他土地に定着す る物件 |
| 第八十条の二第一項 | 土地を使用す る 土地の形質を | 権利を使用する (第五条第一項又 |

| | | |
|------------------|----------------------------|---|
| 第七十一条、第七十二条 | 近傍類地 | 近傍類地に関する 同種の権利 |
| 第七十二条、第二百二十四条第一項 | その土地及び 近傍類地の地 代 | その権利及び近傍 類地に関する同種 の権利の使用料 |
| 第七十四条第二項 | 残地又は残地 に関する所有 権以外の権利 | 残存する権利又は 残存する権利に関 する権利 |
| 第七十五条 | 残地 | 残存する権利の目 的であり、又は残 存する権利に関係 のある土地、河川 の敷地、海底、水 又は立木、建物そ の他土地に定着す る物件 |
| 第八十条の二第一項、第 | 土地の形質を | (第五条第一項又 |

| | | | |
|-----|---|------|---|
| 変更し | <p>は第三項に掲げる 権利を収用し、又 は使用する場合） 当該権利の目的で あり、又は当該権 利に係のある土 地、河川の敷地、 海底又は水につい て、これらの形質 を変更し</p> <p>（第五条第二項に 掲げる権利を収用 し、又は使用する 場合）</p> <p>当該権利の目的で ある立木、建物そ の他土地に定着す る物件について、 これらを損壊し、 又は収去し</p> | 当該土地 | <p>（第五条第一項又 は第三項に掲げる 権利を収用し、又</p> |
|-----|---|------|---|

| | | | | | |
|---------|---|-----|---|-----------|------|
| 八十九条第一項 | <p>は第三項に掲げる 権利を収用し、又 は使用する場合） 当該権利の目的で あり、又は当該権 利に係のある土 地、河川の敷地、 海底又は水につい て、これらの形質 を変更し</p> <p>（第五条第二項に 掲げる権利を収用 し、又は使用する 場合）</p> <p>当該権利の目的で ある立木、建物そ の他土地に定着す る物件について、 これらを損壊し、 又は収去し</p> | 変更し | <p>（第五条第一項又 は第三項に掲げる 権利を収用し、又</p> | 第八十条の二第一項 | 当該土地 |
|---------|---|-----|---|-----------|------|

| | | |
|---------------------------|--------------------------|--|
| <p>第八十二条第二項、第三項及び第五項</p> | <p>第八十二条第二項、第三項及び第五項</p> | |
| <p>土地が 替り地となるべき土地</p> | <p>土地</p> | |
| <p>土地の形質を 変更し</p> | <p>土地又は土地に関する権利</p> | <p>は使用する場合） 当該権利の目的であり、又は当該権利に係のある土地、河川の敷地、海底又は水 （第五条第二項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合） 当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件</p> |

| | | |
|--------------------------|--------------------------|--|
| <p>第八十二条第二項、第三項及び第五項</p> | <p>第八十二条第二項、第三項及び第五項</p> | |
| <p>替り地となるべき土地</p> | <p>土地</p> | |
| <p>土地</p> | <p>土地又は土地に関する権利</p> | <p>は使用する場合） 当該権利の目的であり、又は当該権利に係のある土地、河川の敷地、海底又は水 （第五条第二項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合） 当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件</p> |

| | |
|--|---|
| | |
| <p>第八十九条第二項</p> | <p>土地の形質の 変更</p> <p>(第五條第一項又は第三項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合) 当該権利の目的で</p> |
| | <p>は使用する場合) 当該権利の目的で あり、又は当該権 利に係のある土 地、河川の敷地、 海底又は水につい て、これらの形質 を変更し</p> <p>(第五條第二項に 掲げる権利を収用 し、又は使用する 場合)</p> <p>当該権利の目的で ある立木、建物そ の他土地に定着す る物件について、 これらを損壊し、 若しくは収去し</p> |
| <p>第八十九条第二項及び第三項</p> | |
| <p>土地の形質の 変更</p> | |
| <p>(第五條第一項又は第三項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合) 当該権利の目的で</p> | |

| | |
|---|---|
| | 第八十九条第三項 |
| <p>あり、又は当該権利に係りのある土地、河川の敷地、海底又は水について、これらの形質の変更</p> <p>(第五条第二項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合)</p> <p>当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件について、これらの損壊若しくは収去</p> | <p>土地の形質の変更</p> <p>(第五条第一項又は第三項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合)</p> <p>当該権利の目的であり、又は当該権利に係りのある土</p> |
| <p>あり、又は当該権利に係りのある土地、河川の敷地、海底又は水について、これらの形質の変更</p> <p>(第五条第二項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合)</p> <p>当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件について、これらの損壊又は収去</p> | |

| | | | |
|----------------------|----------------|--|--|
| | | 第九十条、第一百一条第一項、第二百二十二条第一項、第二百二十三条第一項、第二百二十四条第一項 | |
| 土地及び残地 以外の土地 | 土地を収用し その土地 | 土地を 権利を収用し | 地、河川の敷地、 海底又は水につい て、これらの形質 の変更 (第五条第二項に 掲げる権利を収用 し、又は使用する 場合) 当該権利の目的で ある立木、建物そ の他土地に定着す る物件について、 これらの損壊又は 収去 |
| 土地及び残存する 権利の目的である | ある土地 | その権利の目的で ある土地 | |

| | | | |
|----------------------|----------------|------------------|---------------------|
| | | 第九十三条第一項 | 第九十三条見出し |
| 土地及び残地 以外の土地 | 土地を収用し その土地 | 土地以外の土 地 | 権利の目的である 土地以外の土地 |
| 土地及び残存する 権利の目的である | ある土地 | その権利の目的で ある土地 | |

| | | |
|--------------------------|-----------------|--|
| 第二百二十二条第三項、第 百二十三条第三項 | 土地の所有者 及び占有者 | 容 権利者並びに当該 権利の目的である 土地の所有者及び 占有者 |
| 第二百二十四条第一項 | 土地の | 権利の 占有者 |

二 法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合

| | | |
|--|-----------------------|--------------------------------------|
| 読み替えるべき規定 第十六条、第十八条第四 項、第二十条第三号及び 第四号、第二十八条の三 第二項、第三十条第一項 及び第三項、第三十条の 二、第三十五条第二項、 第三十七条第二項、第三 十九条第一項及び第二項 、第四十条第一項第二号 、八、二及びホ、第四 十三条第二項、第四十五 条第一項及び第二項、第 | 土地 読み替えられ るべき字句 | 読み替える字句 立木、建物その他 土地に定着する物 件 |
|--|-----------------------|--------------------------------------|

| | | |
|--------------------------|-----------------|--|
| 第二百二十二条第三項、第 百二十三条第三項 | 土地の所有者 及び占有者 | 容 権利者並びに当該 権利の目的である 土地の所有者及び 占有者 |
|--------------------------|-----------------|--|

二 第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合

| | | |
|---|-----------------------|--------------------------------------|
| 読み替えるべき規定 第十六条、第十八条第四 項、第二十条第三号及び 第四号、第二十八条の三 見出し及び第二項、第三 十条第一項及び第三項、 第三十条の二、第三十五 条見出し、第一項及び第 二項、第三十七条第一項 各号列記以外の部分及び 第二項、第三十九条第一 項及び第二項、第四十条 第一項第二号口、八、二 | 土地 読み替えられ るべき字句 | 読み替える字句 立木、建物その他 土地に定着する物 件 |
|---|-----------------------|--------------------------------------|

| | | |
|--|----------------------------------|--|
| <p>第三十五条第一項、第三十六條第一項から第三項まで、第三十六條の二第一項、第二項及び第五項から第七項まで、第三十</p> | <p>第二十八條の三第一項、 第一百十六條第一項</p> | <p>十六條第一項並びに第二項第二号及び第四号、第一百十九條、第一百二十八條第一項及び第二項、第三百三十四條</p> |
| <p>土地調書</p> | <p>起業地</p> | |
| <p>立木、建物その他 土地に定着する物件調書</p> | <p>立木、建物その他 土地に定着する物件</p> | |

| | | |
|--|----------------------------------|--|
| <p>第三十五条第一項、第三十六條見出し及び第一項から第三項まで、第三十七條見出し、第一項及び第四項、第三十七條の二</p> | <p>第二十八條の三第一項、 第一百十六條第一項</p> | <p>条第一項及び第二項、第一百一条の二、第一百二條、第一百二條の二見出し、第一項及び第二項、第一百三条、第一百五條、第一百六條第一項並びに第二項第二号及び第四号、第一百九條、第八章第三節の標題、第二百二十二條見出し、第一項及び第三項、第一百二十三條見出し、第一項及び第三項、第二百二十四條第一項、第二百八條第一項及び第二項、第三百三十四條</p> |
| <p>土地調書</p> | <p>起業地</p> | |
| <p>立木、建物その他 土地に定着する物件調書</p> | <p>立木、建物その他 土地に定着する物件</p> | |

| | | | | | |
|----------|---|--|------------------------|---------------------|---|
| 第三十七条第一項 | 第三十六条の二第一項第一号 | 第三十六条の二第一項第一号 | 第三十五条第三項、第九十一条第一項 | 第三十五条第一項 | 七条第一項及び第四項、第三十七条の二、第三十八條、第四十条第一項第三号、第四十四条 |
| 土地について | 収用し、又は使用しようとする一筆の土地 | 収用し、又は使用しようとする一筆の土地の所有者及び当該土地 | 土地又は工作物 | その土地 | |
| 立木、建物その他 | 一筆の土地にある収用し、又は使用しようとする立木、建物その他土地に定着する物件 | 一筆の土地にある収用し、又は使用しようとする立木、建物その他土地に定着する物件の所有者及びこれらの物 | 立木、建物その他土地に定着する物件又は工作物 | その立木、建物その他土地に定着する物件 | |

| | |
|------------------------|-------------------------|
| 第三十五条第三項、第九十一条第一項 | 、第三十八条、第四十条第一項第三号、第四十四条 |
| 土地又は工作物 | |
| 立木、建物その他土地に定着する物件又は工作物 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|----------|---------------------------|---|-------------|---------|---|-------|-------|----------|----|---------------|----|----|----|------------------------|----|------|-------|------|---------|--------------------------|------------------------|--------|
| 第七十二条 | 第七十一条 | 第三十七條第三項 | 第三十九條第二項、第七十四條、第七十五條、第九十條 | 第四十條第一項第二号イ、第四十七條の三第一項第一号イ、第一百十六條第二項第一号 | 第四十條第一項第二号ロ | 第四十五條の二 | 第四十八條第一項第一号、第二百二十二條第一項から第三項まで、第二百二十三條第一項及び第三項 | 第七十一條 | 第七十二條 | 土地又はその土地 | 土地 | 土地に定着する物件について | 前項 | 残地 | 土地 | 立木、建物その他土地に定着する物件がある土地 | 面積 | その土地 | 土地の区域 | 近傍類地 | 近傍同種の物件 | 立木、建物その他土地に定着する物件の種類及び数量 | 申請に係る立木、建物その他土地に定着する物件 | 種類及び数量 |
|-------|-------|----------|---------------------------|---|-------------|---------|---|-------|-------|----------|----|---------------|----|----|----|------------------------|----|------|-------|------|---------|--------------------------|------------------------|--------|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------|----------|---------------------------|---|-------------|---------|---|-------|-------|------|------|--------------------------|----|----|----|------------------------|----|------|-------|------|---------|--------------------------|------------------------|--------|
| 第七十一条、第七十二条 | 第七十一条 | 第三十七條第三項 | 第三十九條第二項、第七十四條、第七十五條、第九十條 | 第四十條第一項第二号イ、第四十七條の三第一項第一号イ、第一百十六條第二項第一号 | 第四十條第一項第二号ロ | 第四十五條の二 | 第四十八條第一項第一号、第二百二十二條第一項から第三項まで、第二百二十三條第一項及び第三項 | 第七十一條 | 第七十二條 | 近傍類地 | 近傍類地 | 土地に定着する物件又はその立木、建物その他土地に | 前項 | 残地 | 土地 | 立木、建物その他土地に定着する物件がある土地 | 面積 | その土地 | 土地の区域 | 近傍類地 | 近傍同種の物件 | 立木、建物その他土地に定着する物件の種類及び数量 | 申請に係る立木、建物その他土地に定着する物件 | 種類及び数量 |
|-------------|-------|----------|---------------------------|---|-------------|---------|---|-------|-------|------|------|--------------------------|----|----|----|------------------------|----|------|-------|------|---------|--------------------------|------------------------|--------|

| | | | | | | | | | |
|----------------------|---------------------|---------------------------|----------------------------|-------------------------|-------------------------------------|----------------------|------------------|---------------------------|--------|
| 第九十二条第一項 | 第八十九条第三項 | 第八十九条第二項 | 第八十九条第一項 | 第八十条の二第一項 | 第十四条第一項、 第二十三条第一項、第二百 二十四条第一項 | 第七十二条、第二百二十四 条第一項 | 近傍類地の取 引価格 | 近傍同種の物件の 取引価格 | 定着する物件 |
| 土地を収用し | 土地の形質の 変更 | 土地の形質の 変更 | 土地の形質を 変更し | 土地の形質を 変更し | 土地を | 近傍類地の地 代 | その土地及び 近傍類地の地 | その物件及び近傍 同種の物件の使用 料 | |
| 土地に定着する物 立木、建物その他 | 物件の形質の変更 、損壊又は収去 | 物件の形質の変更 、損壊若しくは収 去 | 物件の形質を 変更し、若し しくは収去し | 物件の形質を 変更し、又は 収去し | 立木、建物その他 土地に定着する物 件を | | | | |

| | | | | | | | | | |
|----------------------|---------------------|-------------------------|----------------------|-------------|------------------|---------------------------|--|--|--|
| 第九十二条見出し | 第八十九条第二項及び第 三項 | 第八十条の二第一項、第 八十九条第一項 | 第七十二条、第二百二十四 条第一項 | 近傍類地の地 代 | その土地及び 近傍類地の地 | その物件及び近傍 同種の物件の使用 料 | | | |
| 土地以外の土 地 | 土地の形質の 変更 | 土地の形質を 変更し | | | | | | | |
| 立木、建物その他 土地に定着する物 | 物件の形質の変更 、損壊又は収去 | 物件の形質を 変更し、又は 収去し | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---|-----------------------------|-----------|--------|---------|-------------------------|--|-------------------------------|-------|
| 三 | 法第七条に規定する土地に属する土石砂れきを収用する場合 | 読み替えるべき規定 | 読み替えられ | 読み替える字句 | 第百二十四条第一項 | 土地の | 立木、建物その他 土地に定着する物 件の | 件を収用し |
| | | | | | 土地又は土地 | 立木、建物その他 土地に定着する物 件又は立木、建物 その他土地に定着 する物件 | | |
| | | | | | 第百二十二条第三項、第 百二十三条第三項 | 土地の所有者 | 立木、建物その他 土地に定着する物 件の所有者 | |
| | | | | | 面積 | 当該物件の種類及 び数量 | | |
| | | | | | 第百十六条第二項第一号 | 面積 | 当該物件の種類及 び数量 | |
| | | | | | その土地 | これらの物件があ る土地 | | |
| | | | | | 土地及び残地 以外の土地 | 土地及び残存する 物件がある土地以 外の土地 | 土地及び残存する 物件がある土地以 外の土地 | |

| | | | | | | | | |
|---|----------------------------|-----------|--------|---------|-----------------|------------------------------|------------------------------|-----------------|
| 三 | 第七条に規定する土地に属する土石砂れきを収用する場合 | 読み替えるべき規定 | 読み替えられ | 読み替える字句 | 第百九十三条第一項 | その土地 | これらの物件があ る土地 | 件がある土地以外 の土地 |
| | | | | | 面積 | 当該物件の種類及 び数量 | | |
| | | | | | 第百十六条第二項第一号 | 面積 | 当該物件の種類及 び数量 | |
| | | | | | その土地 | これらの物件があ る土地 | | |
| | | | | | 土地及び残地 以外の土地 | 土地及び残存する 物件がある土地以 外の土地 | 土地及び残存する 物件がある土地以 外の土地 | |

| | | | | | |
|--|---|-----------|-----------|--------------------|--------------------|
| <p>第三十条の二、第三十五条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第一項、第四十条第一項第二号イ、二及びホ、第四十三条第二項、第四十五条第一項、第四十五条の二、第四十六条の二第一項、第四十七条の二第一項第</p> | <p>第十六条、第二十条第三号及び第四号、第三十条第一項及び第三項、第四十五条第二項、第四十五条の三第二項、第六十八条、第八十八条、第一百四十四条</p> | <p>土地</p> | <p>土地</p> | <p>土石砂れきの属する土地</p> | <p>土地に属する土石砂れき</p> |
|--|---|-----------|-----------|--------------------|--------------------|

| | | | | | |
|--|--|-----------|-----------|--------------------|--------------------|
| <p>第二十八条の三見出し、第三十条の二、第三十五条見出し、第一項及び第二項、第三十七条第二項、第三十九条第一項、第四十条第一項第二号イ、口、二及びホ、第四十三条第二項、第四十五条第一項、第四十五条の二、</p> | <p>第十六条、第二十条第三号及び第四号、第三十条第一項及び第三項、第四十五条第二項、第四十五条の三第二項、第六十八条、第八十八条、第九十条、第九十三条第一項、第八章第三節の標題、第一百二十二条見出し及び第一項、第二百二十三条見出し及び第一項、第二百二十四条第一項、第三百二十四条</p> | <p>土地</p> | <p>土地</p> | <p>土石砂れきの属する土地</p> | <p>土地に属する土石砂れき</p> |
|--|--|-----------|-----------|--------------------|--------------------|

| | | | | | | | | |
|-------------|-------------------------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|------------------|---------------|---|
| 第四十条第一項第二号口 | | 第三十九条第二項 | | 第三十五条第一項 | | 第三十五条第一項 | | から第七項まで、第三十七 七条第一項及び第四項、 第三十七条の二、第三十 八条、第四十条第一項第 三号、第四十四条 |
| 土地が | 土地の面積 | 一団の土地 | 土地について | 土地に関して | 一筆の土地 | 土地又は工作物 | その土地 | |
| る土地が | 土石砂れきの属する土地の区域並びに土石砂れきの種類及び数量 | 一団の土地に属する土石砂れき | 土地に属する土石砂れきについて | 土石砂れきの属する土地に関して | 土石砂れきの属する一筆の土地 | 土石砂れきの属する土地又は工作物 | その土地の属する土石砂れき | |

| | | | | | | | |
|-------------|-------------------------------|----------------|-----------------|-----------------------|------------------|--|--|
| 第四十条第一項第二号口 | | 第三十九条第二項 | | 第三十五条第三項、第九 十一条第一項 | | 第四項、第三十七条の二 、第三十八条、第四十条 第一項第三号、第四十四 条 | |
| | 土地の面積 | 一団の土地 | 土地について | 土地に関して | 土地又は工作物 | 土地又は工作物 | |
| | 土石砂れきの属する土地の区域並びに土石砂れきの種類及び数量 | 一団の土地に属する土石砂れき | 土地に属する土石砂れきについて | 土石砂れきの属する土地に関して | 土石砂れきの属する土地又は工作物 | 土石砂れきの属する土地又は工作物 | |

| | | |
|--|--|---|
| 第四十条第一項第二号八 | 土地を使用し ようとする場 合においては 、その方法及 び期間 | 土石砂れきの採取 の方法及び期間 |
| 第四十条第一項第二号へ 、第四十八条第一項第三 号、第一百六条第一項及 び第二項第四号 | 権利を取得し 、又は消滅さ せる | 土石砂れきを採取 する権利を取得す る |
| 第四十八条第一項第一号 | 収用する土地 の区域又は使 用する土地の 区域並びに使 用の方法及び 期間 | 収用する土石砂れ きの属する土地の 区域、土石砂れき の種類及び数量並 びに採取の方法及 び期間 |
| 第七十一条 | 近傍類地 | 近傍類地に属する 土石砂れき |
| 第七十四条第一項、第七 十五条、第九十条 | 土地の一部 | 土地の一部に属す る土石砂れき |
| 第九十条 | 土地を | 土地に属する土石 砂れきを |
| 第九十三条第一項 | 土地を収用し | 土地に属する土石 砂れきを収用し |

| | | |
|--|--|---|
| 第四十条第一項第二号八 | 土地を使用し ようとする場 合においては 、その方法及 び期間 | 土石砂れきの採取 の方法及び期間 |
| 第四十条第一項第二号へ 、第四十八条第一項第三 号、第一百六条第一項及 び第二項第四号 | 権利を取得し 、又は消滅さ せる | 土石砂れきを採取 する権利を取得す る |
| 第四十八条第一項第一号 | 収用する土地 の区域又は使 用する土地の 区域並びに使 用の方法及び 期間 | 収用する土石砂れ きの属する土地の 区域、土石砂れき の種類及び数量並 びに採取の方法及 び期間 |
| 第七十一条 | 近傍類地 | 近傍類地に属する 土石砂れき |
| 第七十四条第一項、第七 十五条、第九十条 | 土地の一部 | 土地の一部に属す る土石砂れき |
| 第九十三条見出し | 土地以外の土 地 | 土石砂れきの属す る土地以外の土地 |

| | | |
|----------|--|---|
| 第九十六条第二項 | <p>（使用の裁決に係るときは、それらの一部）とみなし、収用の裁決に係る場合におけるその払渡しを受けた時が強制競売又は競売に係る配当要求の終期の到来前であるときは、その時に配当要求の終期が到来したものとみなす</p> | <p>その土地を事業の用に供する 土地及び残地以外の土地</p> <p>その土石砂れきを採取する 土石砂れきの属する土地及び残地以外の土地</p> |
|----------|--|---|

| | | |
|----------|--|--|
| 第九十六条第二項 | <p>（使用の裁決に係るときは、それらの一部）とみなし、収用の裁決に係る場合におけるその払渡しを受けた時が強制競売又は競売に係る配当要求の終期の到来前であるときは、その時に配当要求の終期が到来したものとみなす</p> | <p>第九十三条第一項 その土地を事業の用に供する 土地及び残地以外の土地</p> <p>その土石砂れきを採取する 土石砂れきの属する土地及び残地以外の土地</p> |
|----------|--|--|

| | | |
|-------------------------------|----------------------------|--|
| 第百十六條第一項 | 起業地 | 土石砂れきの属する土地 |
| 第百十六條第二項第一号 | 面積 | 土石砂れきの種類及び数量 |
| 第百十六條第二項第三号 | 取得し、又は消滅させる | 取得する |
| 第百二十二條第一項 | 使用しよう 土地の区域並びに使用の方法及び期間 | 収用しよう 土石砂れきの属する土地の区域、土地に属する土石砂れきの種類及び数量並びに採取の方法及び期間 |
| 第百二十二條第一項、第百二十三條第一項、第百二十四條第一項 | 土地を使用 | 土地に属する土石砂れきを収用 |
| 第百二十二條第二項 | 使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間 | 収用する土石砂れきの属する土地の区域、土地に属する土石砂れきの種類及び数量並びに採取の方法及び期間 |

| | | |
|--|-------------------|---|
| 第百十六條第一項 | 起業地 | 土石砂れきの属する土地 |
| 第百十六條第二項第一号 | 面積 | 土石砂れきの種類及び数量 |
| 第百十六條第二項第三号 | 取得し、又は消滅させる | 取得する |
| 第八章第三節の標題、第百二十二條見出し及び第一項から第三項まで、第百二十三條見出し、第一項から第三項まで及び第五項、第百二十四條見出し及び第一項 | 使用 | 収用 |
| 第百二十二條第一項から第三項まで、第百二十三條第三項 | 土地の区域並びに使用の方法及び期間 | 土石砂れきの属する土地の区域、土地に属する土石砂れきの種類及び数量並びに採取の方法及び期間 |

| | | |
|---|---|--|
| <p>第二百二十二条第三項、第 百二十三条第三項</p> | <p>使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を土地</p> | <p>収用しようとする土石砂れきの属する土地の区域、土地に属する土石砂れきの種類及び数量並びに採取の方法</p> |
| <p>第二百二十二条第四項、第 百二十三条第二項、第百 二十四条第一項</p> | <p>使用の期間</p> | <p>採取の期間</p> |
| <p>第二百二十三条第一項</p> | <p>土地の区域及び使用の方法</p> | <p>土地の区域、土地に属する土石砂れきの種類及び数量並びに採取の方法</p> |
| <p>第二百二十三条第二項</p> | <p>使用の許可</p> | <p>収用の許可</p> |
| <p>第二百二十三条第五項</p> | <p>使用</p> | <p>収用</p> |
| <p>第二百二十四条第一項</p> | <p>土地の使用 使用の許可が 使用の許可が 使用の時期 土地又は土地</p> | <p>土地に属する土石砂れきの収用 収用の許可が 収用の時期 土石砂れきの属す</p> |

| | | |
|---|--------------------------|--|
| <p>第二百二十二条第一項から 第三項まで、第百二十三 条第三項</p> | <p>土地の区域並びに使用の方法及び期間</p> | <p>土石砂れきの属する土地の区域、土地に属する土石砂れきの種類及び数量並びに採取の方法</p> |
| <p>第二百二十三条第一項</p> | <p>土地の区域及び使用の方法</p> | <p>土地の区域、土地に属する土石砂れきの種類及び数量並びに採取の方法</p> |
| <p>第二百二十二条第四項、第 百二十三条第二項、第百 二十四条第一項</p> | <p>使用の期間</p> | <p>採取の期間</p> |
| <p>第二百二十四条第一項</p> | <p>土地又は土地</p> | <p>土石砂れきの属す</p> |

| | | | |
|-------|--------------|----------|-----------|
| | その土地及び近傍類地の地 | 地 | る土地又はその土地 |
| 代及び借賃 | 近傍類地の地 | 土石砂れきの取引 | |
| | | 価格 | |

(事務の区分)

第九条 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げるもの（法第十七条第一項各号に掲げる事業又は法第二十七条第二項若しくは第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業に限る。）は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務と、第二号に掲げるもの（法第十七条第二項に規定する事業（法第二十七条第二項又は第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業を除く。）に限る。）は同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

- 一 都道府県が第一条の三、第一条の四、第一条の六、第一条の七、第一条の七の三、第一条の七の五第一項、第一条の九、第一条の十、第一条の十四、第五条第一項及び第三項並びに第六条の三の規定により処理することとされている事務
- 二 市町村が第五条第四項の規定により処理することとされている事務

| | | | |
|-------|--------------|----------|-----------|
| | その土地及び近傍類地の地 | 地 | る土地又はその土地 |
| 代及び借賃 | 近傍類地の地 | 土石砂れきの取引 | |
| | | 価格 | |

(事務の区分)

第九条 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げるもの（法第十七条第一項各号に掲げる事業又は法第二十七条第二項若しくは第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業に限る。）は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務と、第二号に掲げるもの（法第十七条第二項に規定する事業（法第二十七条第二項又は第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業を除く。）に限る。）は同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

- 一 都道府県が第一条の三、第一条の四、第一条の六、第一条の七、第一条の九、第一条の十、第一条の十四、第五条第一項及び第三項並びに第六条の三の規定により処理することとされている事務
- 二 市町村が第五条第四項の規定により処理することとされている事務

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行令（昭和二十七年政令第百四十九号）（抄）（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | | | 現行 | | |
|---|------------------|----------------|---|------------------|---|
| <p>条 項</p> | <p>読み替えられる字句</p> | <p>読み替える字句</p> | <p>条 項</p> | <p>読み替えられる字句</p> | <p>読み替える字句</p> |
| <p>第八条第三項</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | <p>第八条第二項</p> | <p>土地所有者</p> | <p>土地等（土地若しくは建物若しくはこれらに定着する物件又は土地収用法第五条に規定する権利をいい、建物にある設備又は備品で当該建物の運営上これと一体的に使用されるべきものを含むものとする。以下同じ。）の所有者</p> |
| <p>(法第十四条の規定による土地収用法の適用に関する技術的読替え) 第四条 法第十四条の規定により土地収用法を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> | | | <p>(法第十四条の規定による土地収用法の適用に関する技術的読替え) 第四条 法第十四条の規定により土地収用法を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> | | |

| | | | | | |
|---------|--------------------------------|-----|----------|--|-----|
| 第十五条第四項 | 第十二条第一項及び第二項、第十三条、第十五条第一項及び第三項 | (略) | 第十条の二第一項 | 第二十六条第一項の規定によつて告示された事業 | 駐留軍 |
| (略) | 土地 | (略) | 土地 | 土地等(土地若しくは建物若しくはこれらに定着する物件又は土地収用法第五条に規定する権利をいい、建物にある設備又は備品で当該建物の運営上これと一体的に使用されるべきものを含むものとする。以下同じ。) | |
| (略) | 土地等 | (略) | | | |

| | | | | | |
|---------|-----------------------|-----|---------------------------|---------------------------------|-----------------------|
| 第十五条第四項 | 第十二条第一項、第二項、第十三条、第十五条 | (略) | 第八条第三項 第十条 第十条の二第一項 | 土地所有者 第二十六条第一項の規定によつて告示された事業 | 土地等 土地等の所有者 駐留軍 |
| (略) | 土地 | (略) | 土地 | 土地 | 土地 |
| (略) | 土地等 | (略) | 土地等 | | 土地等 |

| | | |
|------------|--|----------------|
| 第十五条の七第三項 | 土地若しくは物件の所有権その他の権利、第五条に掲げる権利又は第七条に規定する土石砂れきを採取する権利 | 土地等 |
| (略) | (略) | (略) |
| 第三十五条第一項 | (略) | (略) |
| 第三十六条の二第二項 | 国土交通省令で定めるところにより、土地調査又は物件調査の写しを | 土地調査又は物件調査の写しを |
| 第三十六条の二第三項 | 事業の種類及び申出に係る | 申出に係る土地又は物件 |
| (略) | (略) | (略) |
| 第三十五条第一項 | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |

| | | |
|-----------|---|---|
| (略) | 土地又は物件 | (略) |
| 第百六条第一項 | 二十年以内に 、事業の廃止 、変更その他 の事由に因つ て | 二十年以内に |
| 第百七条第一項 | 事業の用 | 駐留軍の用 |
| (略) | (略) | (略) |
| 第百三十八条第一項 | 物件を収用し 、又は使用す る場合又は第 七条に規定す る土石砂れき を収用する場 合 | 物件又は建物にある 設備若しくは備品で 当該建物の運営上こ れと一体的に使用さ れるべきものを使用 し、又は収用する場 合 |

(あつせん又は仲裁の申請があつた場合における手続)

第五条 法第十四条の規定により適用される土地収用法第十五条の二
第一項又は第十五条の七第一項の規定によりあつせん又は仲裁の申
請があつた場合における土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三

| | | |
|-----------|---|---|
| (略) | (略) | (略) |
| 第百六条第一項 | 事業の廃止、 変更その他の 事由に因つて 起業者が、 | 防衛施設局長が、 |
| 第百七条第一項 | 事業 | 駐留軍 |
| (略) | (略) | (略) |
| 第百三十八条第一項 | 物件を収用し 、又は使用す る場合又は第 七条に規定す る土石砂れき を収用する場 合 | 物件又は建物にある 設備若しくは備品で 当該建物の運営上こ れと一体的に使用さ れるべきものを使用 し、又は収用する場 合 |

(あつせんの申請があつた場合における手続)

第五条 法第十四条の規定により適用される土地収用法第十五条の二
第一項の規定によりあつせんの申請があつた場合における手続につ
いては、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第

百四十二号)第一条の二から第一条の四まで、第一条の七、第一条の七の二第一項、第一条の七の三及び第一条の七の五第三項の規定の適用については、同令第一条の二から第一条の四まで、第一条の七、第一条の七の二第一項及び第一条の七の三中、「都道府県知事」とあるのは、「内閣総理大臣」と、同令第一条の七の五第三項第一号中、「条例で」とあるのは、「国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の」と、同項第二号中、「条例で定めるところにより算出した額」とあるのは、「旅費にあつては国家公務員等の旅費に関する法律の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)の三級の職員が受ける旅費に相当する額、手当にあつては内閣総理大臣が相当と認める額」とする。

(書類の縦覧)

第六条 法第十四条の規定により適用される土地収用法第三十六条の二第三項、第四十二条第二項(法第十四条の規定により適用される土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。)
又は第百十八条第二項の規定による書類の縦覧の手続は、市町村ごとに、当該市町村の区域内の適当な場所において行うものとし、その縦覧に供すべき書類は、法第十四条の規定により適用される土地収用法第三十六条の二第二項、第四十二条第一項(法第十四条の規定により適用される土地収用法第四十七条の四第二項において同法第四十二条第二項を準用する場合にあつては、同法第四十七条の四

一条の二、第一条の三、第一条の四及び第一条の七の規定の例による。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。

(裁決申請書等の縦覧)

第六条 法第十四条の規定により適用される土地収用法第四十二条第二項(法第十四条の規定により適用される土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。)
又は第百十八条第二項の規定による書類の縦覧の手続は、市町村ごとに、当該市町村の区域内の適当な場所において行うものとし、その縦覧に供すべき書類は、法第十四条の規定により適用される土地収用法第四十二条第一項(法第十四条の規定により適用される土地収用法第四十七条の四第二項において同法第四十二条第二項を準用する場合にあつては、同法第四十七条の四第一項)又は第百十八条第一項の書類のうち当該

第一項）又は第百十八条第一項の書類のうち当該市町村に係がある部分とする。

（法第二十七条第二項の規定による土地収用法の適用に関する技術的読替え）

第十三条 法第二十七条第二項の規定により土地収用法を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|----------|---------------|------------------------|
| 条 項 | 読み替えら れる字句 | 読み替える字句 |
| （略） | （略） | （略） |
| 第四十四条第二項 | （略） | （略） |
| （略） | 同項 | 法第十四条の規定に より適用される同項 |
| （略） | （略） | （略） |

市町村に係がある部分とする。

（法第二十七条第二項の規定による土地収用法の適用に関する技術的読替え）

第十三条 法第二十七条第二項の規定により土地収用法を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|----------|---------------|------------------------|
| 条 項 | 読み替えら れる字句 | 読み替える字句 |
| （略） | （略） | （略） |
| 第四十四条第二項 | （略） | （略） |
| （略） | 同条 | 法第十四条の規定に より適用される同条 |
| （略） | （略） | （略） |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>（手数料）</p> <p>第二条 法第五条（法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による手数料の額は、一件につき、<u>九十万八千百円</u>とする。ただし、土地収用法第二十条（同法第三百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十五項に規定する都市計画事業に係る特定公共事業の認定を申請する場合には、<u>五十一万九千九百円</u>とする。</p> <p>2 同一の起業者が行なう同一の事業に関して、土地収用法第二条又は同法第五条から第七条までの規定のうちいずれか二以上の規定による収用又は使用のために特定公共事業の認定の申請が一の申請書によつて行なわれる場合においては、前項の規定の適用については一件の申請が行なわれるものとみなす。</p> | <p>（手数料）</p> <p>第二条 法第五条（法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による手数料の額は、一件につき、<u>四十三万九千五百円</u>とする。ただし、土地収用法第二十条（同法第三百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十五項に規定する都市計画事業に係る特定公共事業の認定を申請する場合には、<u>三十三万四千五百円</u>とする。</p> <p>2 同一の起業者が行なう同一の事業に関して、土地収用法第二条又は同法第五条から第七条までの規定のうちいずれか二以上の規定による収用又は使用のために特定公共事業の認定の申請が一の申請書によつて行なわれる場合においては、前項の規定の適用については一件の申請が行なわれるものとみなす。</p> |

改 正 案

現 行

（分科会）
 第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（分科会）
 第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| | | | | |
|---------------|-----|-----|---------|--|
| 2 6 （略） | （略） | （略） | 名 称 | 所 掌 事 務 |
| | （略） | （略） | 公共用地分科会 | 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）及び公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 |
| 2 6 （略） | （略） | （略） | 名 称 | 所 掌 事 務 |
| | （略） | （略） | 公共用地分科会 | 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 |

| 改正案 | | 現行 | |
|---|--|---------------------------|--|
| <p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> | | | |
| 政令 （略） | 事務 （略） | 政令 （略） | 事務 （略） |
| 土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号） | この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げるもの（法第十七条第一項各号に掲げる事業又は法第二十七条第二項若しくは第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業に関するものに限る。） | 土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号） | この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げるもの（法第十七条第一項各号に掲げる事業又は法第二十七条第二項若しくは第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業に関するものに限る。） |
| | <p>一 都道府県が第一条の三、第一条の四、第一条の六、<u>第一条の七</u>、<u>第一条の七の三</u>、<u>第一条の七の五第一項</u>、<u>第一条の九</u>、<u>第一条の十</u>、<u>第一条の十四</u>、<u>第五条第一項及び第三項並びに第六条の三の規定により処理することとされている事務</u></p> | | <p>一 都道府県が第一条の三、第一条の四、<u>第一条の六</u>、<u>第一条の七</u>、<u>第一条の九</u>、<u>第一条の十</u>、<u>第一条の十四</u>、<u>第五条第一項及び第三項並びに第六条の三の規定により処理することとされている事務</u></p> |

| | |
|-----|--------------------------------------|
| (略) | 二 市町村が第五条第四項の規定により 処理することとされている事務 |
|-----|--------------------------------------|

| | |
|-----|--------------------------------------|
| (略) | 二 市町村が第五条第四項の規定により 処理することとされている事務 |
|-----|--------------------------------------|